

地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農地整備課	整理番号	1-3
許認可等の種類	土地改良財産の改築等の承認			
根拠法令条例等 ・条項	土地改良財産の管理用に関する規則第13条第1項及び第2項			
許認可等の概要	<p>県営土地改良事業の工事以外の工事により土地改良財産の原形に変更を及ぼす改築又は追加工事を行い、又は行わせるときの承認並びにこの工事により土地改良財産の現状を維持し、又はその効用を保持するため工事を行う際の承認</p>			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	土地改良財産の効用が保持されるものであること。			
基準の制定根拠	土地改良財産の管理用に関する規則第13条第1項及び第2項			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	—			